

大切な命を失うわなないで

あなたという人間が
大切だから

わたしたちは一緒に
考えます

生活の苦しみ、借金の
苦しみ…

わたしたちの
知識、経験、ネットワークを
活かして

あなたの立場で
あなたの気持ちで

あなたと一緒に考えます

どうか
ひとりで、悩まないで
わたしたちに
相談してほしい



全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会
(略称:被連協)

〒103-0023
東京都中央区日本橋本町4-8-17KN日本橋ビル1005号
(あきやま司法書士事務所内)

TEL 03-3527-9357 FAX 03-3527-9359
http://www.cre-sara.gr.jp/

当協議会は、全国47都道府県88団体で構成され、1982年に創立以来、弁護士・司法書士・学者・医師・労働団体・福祉事業団体・消費者団体・商工団体等の皆様の協力を得ながら、クレジット・サラ金被害の予防と救済運動を行い、数年前から自殺対策も行っています。

ひとりで悩まないで被連協加盟の当会にご相談を

高知うろこ(鱗)の会

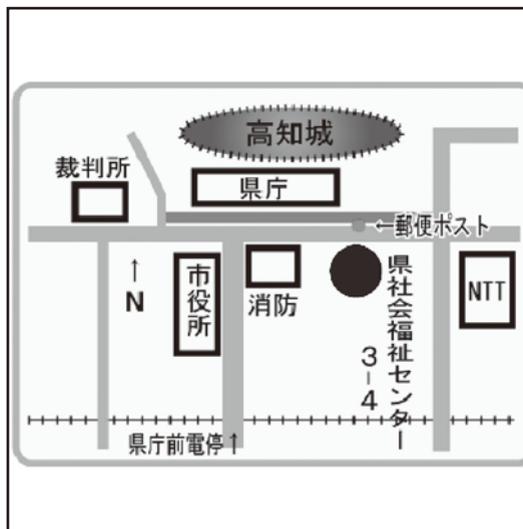
〒780-0870 高知県高知市本町4丁目1-37
高知県社会福祉センター3階4号室

☎ 0120-565-275

TEL 088-822-2539

FAX 088-855-4639

メール uroko@galaxy.ocn.ne.jp



まず相談。
ひとりで悩まないで

被連協



厚生労働省 自殺防止対策事業 全国事業補助金で作りました。

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会(略称:被連協)

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4-8-17 KN日本橋ビル1005号
(あきやま司法書士事務所内)

TEL:03-3527-9357 FAX:03-3527-9359 http://www.cre-sara.gr.jp/

ヤミ金には払わない!

ヤミ金対策3原則

- ① ヤミ金には一切払わない!
払ったお金を取り返そう!
- ② 警察に告発(被害届)をする。
- ③ ヤミ金の銀行口座を凍結する。
ヤミ金の携帯電話を利用停止する。

**ヤミ金から
逃げる必要はありません。
みんなと一緒に
ヤミ金を撲滅しましょう。**

ヤミ金は犯罪です。

法律的に「お金を貸した」ことにはなりません。

ヤミ金から「交付されたお金」そのものも
返済する義務はないのです。

これは最高裁判決(2008年6月)によって
認められました。

貧困撲滅

人間らしい生活と労働の 保障を求めてつながろう!

多重債務の背景に「貧困」があります。
多重債務の解決には「貧困」をなくしていく活動が求められています。

私たち被連協は、

- ① セーフティネット貸付制度・生活福祉資金制度の充実、
- ② 生活保護の充実、
- ③ 派遣労働などの不安定雇用をなくし生活できる最低賃金制度
などを求め、この社会から貧困を完全になくすことを目指しています。

貧困撲滅でつながりましょう。

生活再建

私たち被連協加盟団体の最重要活動は、多重債務で失われた「健康で文化的な生活」を再び本人に取り戻してもらう「生活立て直し」支援です。

収入が少ない人には、生活保護受給支援や生活福祉資金貸付制度などのセーフティネット貸付の活用、ギャンブルが借金原因の場合は、精神科医や自助グループの紹介・参加支援、浪費等が借金原因の場合は、家計簿管理の支援など、借金解決後のアフターケアを行っています。

また、レクリエーション活動などで会の仲間との交流をはかり、多重債務で失っていた“笑顔”を取り戻すことにも取り組んでいます。

ギャンブル依存症や万引きが やめられなくてお困りの方!

ギャンブル依存症や、
万引き・窃盗癖(病的)依存症で
お悩みの方・ご家族の方の
ご相談をお受けいたします。

※ギャンブル依存症と疑われる人が国内で536万人に上ると推計されていることが厚労省から公表されました。これは成人の4.8%になります。この依存症という病気は、強い快感を繰り返し経験するうちに感覚が麻痺し、より強い刺激を求める脳の病気でありながら、長年個人の意志の問題と考えられてきています。

ギャンブル依存症は多重債務に陥り、家族や周囲を巻き込み気づいた時には家庭崩壊といった悲惨な結果を招きます。

ご本人はもとより、ご家族からのご相談も承りますので、先ずご相談下さい。

※万引きや窃盗癖のある病的依存症の方のお悩み相談もお受けしております。

スーパーなどに買い物に行き、自宅に帰って買い物かごやバックから精算していない品物が出てきたり、特に欲しくもない品物を万引きする人がいます。これは摂食障害や精神疾患の一つといわれています。

その様な方の、立ち直りの為の自助グループをご紹介いたします。ご本人はもとより、ご家族からのご相談も承りますので、先ずご連絡ください。